給与支払報告書　各欄の記載要領

① 支払を受ける者
【住所】欄
受給者の令和 9 年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。
なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「○○方」、「××荘△号」等と付記してください。

【個人番号】欄
受給者のマイナンバーを記載してください。

【氏名】欄
必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、 社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理 課長、営業係等）を併記してください。

② 種別
俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。

③ 支払金額
令和 8 年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。
この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。
ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。

④ 給与所得控除後の金額（調整控除後）《年末調整をした受給者のみ》
「令和 8 年分年末調整のしかた」の「令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。
なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

⑤ 所得控除の額の合計額 《年末調整をした受給者のみ》
給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び基礎控除の額の合計額を記載してください。

⑥ 源泉徴収税額
【年末調整をした給与等の場合】
年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。
【年末調整をしない給与等の場合】
令和 8 年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。
ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。

⑦ （源泉）控除対象配偶者の有無等
【有】欄
主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。
年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。
【従有】欄
従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。
【老人】欄
控除対象配偶者（年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。

⑧ 配偶者(特別)控除の額 《年末調整をした受給者のみ》
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。

⑨ 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）

- 【特定】欄
  特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。
  「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。
- 【老人】欄
  老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。
  「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。
- 【その他】欄
  特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。
  「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。
- 【特親】欄
  主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には、「左の欄」に、主たる給与の支払者が自己が支払う給与から控除した特定親族の数を記載してください。

⑩ 16歳未満扶養親族の数
扶養親族のうち、16 歳未満の扶養親族の人数を記載してください。

⑪ 障害者の数（本人を除く。）
【特別】欄
「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。
【その他】欄
特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。

⑫ 非居住者である親族の数
源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び特定親族のうちに非居住者がいる場合並びに16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。

⑬ 特定親族特別控除の額 《年末調整をした受給者のみ》
「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。

⑭ 社会保険料等の金額
給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。

⑮ 生命保険料の控除額・地震保険料の控除額 《年末調整をした受給者のみ》
「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。

⑯ 住宅借入金等特別控除の額 《年末調整をした受給者のみ》
年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。

⑰ 生命保険料の金額の内訳・国民年金保険料等の金額・旧長期損害保険料の金額 《年末調整をした受給者のみ》

【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄

令和８年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄に記載してください。

【介護医療保険料の金額】欄

令和８年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。

【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄

令和８年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄に記載してください。

【国民年金保険料等の金額】欄

社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額を記載してください。

【旧長期損害保険料の金額】欄

地震保険料の控除額のうちに平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和８年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。

⑱ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 《年末調整をした受給者のみ》

【住宅借入金等特別控除適用数】欄

年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。

【住宅借入金等特別控除可能額】欄

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。

【居住開始年月日（1回目、2回目）】欄

居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。

【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）】欄

適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）

表の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「（特）」、

・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「（特特）」、

・「特例特別特例取得」に該当する場合には「（特特特）」、と併記してください。

なお、居住開始が令和5年1月1日以後の場合は、「（特）」、「（特特）」及び「（特特特）」の区分の対象となりませんので併記は不要です。

控除証明書への表示もありませんのでご留意ください。
【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）】欄
年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
なお、記載する金額は、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」（居住開始が平成30年12月31日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×③）」）欄に記載された金額を記載してください。

年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」欄を記載する必要があります。
また、2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。
さらに、震災特例法第13条の2第1項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。

⑲ 基礎控除の額 《年末調整をした受給者のみ》
基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

⑳ 所得金額調整控除額 《年末調整をした受給者のみ》
所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。

㉑ （源泉・特別） 控除対象配偶者控除対象扶養親族等
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び控除対象扶養親族又は特定親族（以下、「控除対象扶養親族等」といいます。）の氏名及びマイナンバーを記載してください。
なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住者である場合には、区分の欄に「○」を付してください。
また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。
●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	00 空欄※1
非居住者（30歳未満または70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04

※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。
※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。
※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。
※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除の額	区分 （特定親族が居住者）	区分 （特定親族が非居住）	合計所得金額	
63万円	10	11	62 万円超	85 万円以下
61 万円	20	21	85 万円超	90 万円以下
51 万円	30	31	90 万円超	95 万円以下
41 万円	40	41	95 万円超	100 万円以下
31 万円	50	51	100 万円超	105 万円以下
21 万円	60	61	105 万円超	110 万円以下
11 万円	70	71	110 万円超	115 万円以下
6 万円	80	81	115 万円超	120 万円以下
3 万円	90	91	120 万円超	123 万円以下

㉒ 配偶者の合計所得

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和7年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。
なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。

㉓ 16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。
なお、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。

㉔ 5人目以降の控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の個人番号

控除対象扶養親族等が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載してください。
この場合、マイナンバーの前には「（摘要）」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「（摘要）」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

㉕ 未成年者から勤労学生までの各欄

各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。

㉖ 中途就・退職

年の中途で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。

㉗ 受給者生年月日

受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記載してください。

㉘ 支払者

給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。

㉙ （摘要）

(1) 控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。
この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、㉔欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。
また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。
イ 16 歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「（年少）」と記載してください。
ロ 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「（01）」のように、㉑の「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。
また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「（非居住者）」と記載してください。

ハ 特定親族である場合には、氏名の後に「(11)」のように、㉑の「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。

(2) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除きます。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。

(3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要(「本人が障害者」の「特別」欄に○は付ける)
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

(4) 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。

(5) 年の中途で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。

(6) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。

(7) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、㉕「災害者」欄に「○」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。

(8) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○○条約○○条該当」を赤書きしてください。

(9) 普通徴収になる方がいる場合、普通徴収に該当する理由の符号(普A～普F)を必ず記入したうえで普通徴収切替理由書も一緒にご提出ください。
当市の指定総括表をご使用になる場合、普通徴収切替理由書の代わりに指定総括表の『普通徴収切替理由欄』に人数の記載をお願いいたします。

(10) 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名・続柄・生年月日・住所・障害者又は特別障害者である場合にはその旨・国外に居住する非居住者である場合にはその旨(扶養親族である場合には該当するいずれかの区分番号を含む)・その者の合計所得金額(退職所得を除く)の見積額・納税者(従業員)が寡婦またはひとり親である場合にはその旨を記載してください。
また、氏名の前に(退)と記載してください。

例:(退)日野太郎・子・H12.1.1・日野市新明 1-12-1・特障・非居住(01)・380,000 円・ひとり親

(11) 受給者が事業専従者の場合は、「専従者」と記載してください。

注意事項

・給与支払報告書（個人別明細書）は、令和９年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを、総括表（各自治体から送付する指定総括表がある場合はそちらを利用してください）を付けて、令和９年2月１日までに市区町村（原則として受給者の令和９年1月1日現在の住民登録地の市区町村）に提出してください。
なお、年の中途で退職した受給者についても令和９年2月１日までに、退職時の住民登録地の市区町村に提出してください。

・個人別明細書は当該年度の様式のものを使用してください。

・印字する場合は枠からずれないように注意してください。

・印字がずれている場合、所得や控除等の金額が異なり、税額等に影響が生じる可能性があります。

・市・都民税の徴収方法は原則として「特別徴収」となります。

・普通徴収該当者がいる場合は、普通徴収に該当する符号を摘要欄に記載いただき、普通徴収切替理由書を必ず添付してください。（例：普A、普B等）なお、日野市から送付する指定総括表を使用する場合、普通徴収切替理由書を添付する代わりに、普通徴収切替理由欄へ区分ごとに人数を記載してください。

・ゴム印等を使用して記載する際は、他の記載事項に重ならないようにしてください。

・提出後に、訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、摘要欄等に赤字で「訂正分」と記載し、訂正内容を明記のうえ、再提出してください。